

## 【公告】 注意

大阪市天王寺区小橋町一三―五

財法建設株式会社

代表取締役 石田 幸

右の者は、区分所有建物売買契約において、金融機関へ融資の申請を行う際に、正しい契約の内容と異なる売買契約書を作成し金融機関へ提出したことにより、業務に関し取引の公正を害する行為があったとして、令和六年五月三十一日付で指示処分の大阪府行政処分が下されておられ、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第一号の規定に基づき、誓約書を徴収の上、注意処分とする。

令和六年九月三十日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長 山本清孝

綱紀自主規制委員会

委員長 小松邦泰